別紙

諮問第633号

答 申

### 1 審査会の結論

「通院及び入院診療記録」を一部開示とした決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

### (1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「都立〇〇病院における〇〇に関する〇〇科、〇〇科、〇〇科の〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの通院及び入院診療記録の全部。ただし、第三者機関の作成した文書を除く。」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都知事が平成29年10月19日付けで行った、本件開示請求に係る対象保有個人情報として特定した情報のうち、別表に掲げる本件非開示情報1から8までを非開示とする一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

# (2)審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### ア 審査請求書

#### (ア) 趣旨

本件審査請求に係る処分を取り消し、個人情報の全てを開示するとの裁決を求める。

#### (イ) 理由

○○病院をはじめとする都立病院は、患者権利章典を作り、その5に「自分の

診療記録の開示を求める権利があります」とうたっている。

その趣旨に沿って、本件開示請求に対して、広く開示した点については、評価する。

しかし8カ所あった非開示部分を子細に検討すると、非開示の理由が不明確であり、開示すべき部分を非開示にしている箇所があると言わざるを得ない。

それ以外に、カルテに当然に記載されていなければならない記録がない箇所も 1カ所ある。

これらを含めて、本件開示請求に係る個人情報を全て開示していただきたい。

### a 本件非開示情報1について

非開示理由の一つは、「請求者以外の内容である」とされているが、開示されている当該非開示部分の最後の一行の記述からすると、請求者の状況ないし診療情報を他の機関(ないし人)に説明した内容あるいは、請求者の情報について他機関(ないし人)から聞き取った内容である可能性が高い。

だとすると、非開示にした部分全てが「請求者以外の内容」であるとは考え にくい。

別の側面から言えば、個人情報の第三者への提供あるいは第三者からの供与の内容である可能性が高いとも言える。都が第三者に個人情報を提供することは条例10条、11条で厳しく制限されている。この点からも、どのような個人情報がどのような相手との間でやり取りされたのか知る権利がある。

さらに、「業務に支障が生じる可能性がある」部分があるのなら、その理由 を具体的に説明しなければならない。それをせず非開示とするのは、条例の 運用を逸脱した違法な非開示である。

#### b 本件非開示情報2について

請求者のこれまでの病歴をまとめた箇所である。病歴という性格上、請求者 及び代理人は全て知っている内容のはずである。一部非開示にする理由は全 くない。

#### c 本件非開示情報3から本件非開示情報5までについて

「請求者以外の情報が含まれている」ことを非開示の理由にしている。しか し、非開示部分はいずれも広範囲にわたっており、当該記録項目の全てに及 んでいる箇所もある。

非開示の理由は「請求者以外の情報が含まれている」のであるから、請求者 (本人)の情報も含まれているはずであり、請求者 (本人)以外の情報に限定して非開示にすべきである。それをせずに、全部又は広範囲に非開示にするのは、非開示適用の濫用と言わざるを得ない。

さらに、「業務に支障が生じる可能性がある」部分があるのなら、その理由 を具体的に説明しなければならない。それをせず非開示とするのは、条例の 運用を逸脱した違法な非開示である。

### d 本件非開示情報6について

この部分は、開示されている〇ページの記述にある「〇月〇日のケア会議」 の記録であると思われる。診療記録の開示された部分にこのケア会議の記録 がないことから、その可能性が高い。

そうだとすれば、誰が出席し、何が話し合われたのかは、本人は知る権利が ある。少なくとも退院した現在、その内容を知っても、業務に支障が生じる 可能性は全くない。

ケア会議の内容ではなかった場合でも、この項目の記録を全面的に非開示に したのは、具体的な理由を示さずに非開示を不当に拡大した違法な決定であ る。

#### e 本件非開示情報8について

これは、退院後方針についての記述で、全体でわずか3行のうち2行が非開示となっている。退院後の方針について、請求者(本人)以外の情報が書かれていないとは考えられない。

また、退院後の方針については請求者や代理人である父ともよく話し合った 内容のはずであり、知る権利がある内容である。また、それを開示したから 業務に支障が出るとは考えられない。

### f 非開示項目以外のことについて

○年○月○日に、代理人である父も出席してケア会議が○○病院で開かれた。 退院後の請求者の処遇に関する重要な会議であったにもかかわらず、今回開 示された診療記録にはその記述がない。

当然、診療記録には入れるべき情報であるのに、それがないのは、おかしい。 なお、このケア会議の終了後に、〇〇区役所の担当職員が請求者と面会した 記録は開示されている。

この会議には代理人が出席していたし、請求者の処遇に関する会議の記録で あるから、非開示にする理由は、全くない。

ケア会議の記録が診療記録から漏れていた、あるいは何らかのミスで開示しなかったとすれば、速やかに追加で開示していただきたい。

#### イ 意見書

本件開示請求は、〇〇病院、〇〇区などの複数の医療、行政、福祉機関が情報 交換して、請求者の退院後の処遇を決めた判断とその手続について検証するのが 目的である。

この処遇は、請求者が医療保護入院して間がなく退院のめどすらたっていない時期に、〇〇病院と〇〇区が退院後に家庭に復帰させずに〇〇の福祉施設に入所させる方針を請求者や父(審査請求人代理人)に十分な説明や意見聴取もせずに決め、面談やケア会議などの場で強引に同意させようとしたというものであった。

退院直後という医療的なケアが重要なタイミングで敢えて遠隔地の施設に入れなければいけない必要性があったとは到底思えず、その医療的なケアについてもほとんど検討をしていなかったという点で極めて不適切で無責任な判断であり、説明などの手続も不十分、不適切であった。

焦点の一つは、○○病院と○○区、さらに本件入院の原因となる事故を起こした○○等がどのような個人情報をやり取りして、本件のような不適切な決定をしたかという点である。

しかし、一部開示決定で非開示とした部分は、まさにこの部分の記述に集中している。

これでは、請求者としては検証ができず、誤った個人情報のやり取り、それに

もとづく判断によって、今後も同様に不適切な対応が繰り返されるおそれを払拭 できていない。

東京都が理由説明書で示した非開示理由について、行政機関が、このような違 法行為を非開示の理由として主張することは到底容認できない。

そもそも診療記録は、治療行為のために不可欠である。治療行為よりも、他機 関の顔色や自己保身の方を大事にするという姿勢に他ならない。医療従事者とし ては、自殺行為であると言わざるを得ない。

また、そのような違法、不当な行為の原因が開示請求と開示であるかのような 主張は飛躍があり、著しく不当である。

このような理由で非開示を認めることは、そのような違法な行為を容認することになる。

森友学園への国有地売却問題に際して、公文書の改ざんが行われたのを機に、 公文書の記載内容を簡略化するなどの動きが中央省庁で見られる。本件において もこのような主張がなされたのは、悪しき風潮に乗った公務員の堕落が都庁にも 蔓延していることをうかがわせる。

公文書自体を作成しなかったり、公文書を「二重帳簿化」することも懸念される。このような非開示理由が認められ、行為が広範に行われるようになれば、公文書及びその公開という民主主義の根幹が崩壊する。

公文書には、国民、都民の検証、歴史の検証に耐えるだけの正確、的確に記述することに努め、検証が必要になったときは、それを開示して説明し批判を受けることが民主主義の重要なプロセスであり、公文書の存在意義はそこにあることを改めて確認しておきたい。

最後に、○年○月○日開催のケア会議の記録がない件について述べる。

この日のケア会議の記録がないことには変わりがない。簡単な記載があったと しても、他のケア会議の記録とは、内容、形式とも著しく異なり、不自然である。 理由説明書の説明では、疑念は依然として消えていないと言わざるを得ない。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 本件非開示情報1から6まで及び8について

非開示とされた部分には、福祉、医療関係機関の担当者との連絡内容や情報提供内容及び当該担当者にて情報共有された内容が記載されており、これには、審査請求 人以外の個人に関する情報が含まれている。

当該情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号により非開示とした。

また、福祉、医療関係機関の担当者との連絡内容や情報提供内容及び当該担当者にて情報共有された内容は、関係機関の担当者と内部に留めることを前提に記載されており、これを開示することとなると、審査請求人から関係機関の担当者に対して問合せや苦情申立てがなされる等により、当該関係機関における事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、当該関係機関との信頼関係が損なわれることで、今後、患者の治療や支援等に関して十分・円滑に協力を得られなくなることも想定され、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これを開示することとなると、今後、開示を前提として診療記録に当該 関係機関の担当者との連絡内容や情報提供内容及び当該担当者にて情報共有された 内容を記録しなければならなくなり、記録者が当該関係機関の反応等を考慮して萎 縮し、診療記録の記載内容を簡略化、消極化するなど、精神障害者の医療に関する 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そのため、条例16条6号によっても非開示とした。

# (2) 本件非開示情報7について

非開示とされた部分には、福祉、医療関係機関の担当者との連絡内容や情報提供内容及び当該担当者にて情報共有された内容が記載されており、これは、審査請求人以外の個人に関する情報である。

当該情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号により非開示とした。

また、福祉、医療関係機関の担当者との連絡内容や情報提供内容及び当該担当者にて情報共有された内容は、関係機関の担当者と内部に留めることを前提に記載されており、これを開示することとなると、審査請求人から関係機関の担当者に対して問合せや苦情申立てがなされる等により、当該関係機関における事業の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあるほか、関係機関との信頼関係が損なわれることで、 今後、患者の治療や支援等に関して十分・円滑に協力を得られなくなることも想定 され、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これを開示することとなると、今後、開示を前提として診療記録に当該 関係機関の担当者との連絡内容や情報提供内容及び当該担当者にて情報共有された 内容を記録しなければならなくなり、記録者が当該関係機関の反応等を考慮して萎 縮し、診療記録の記載内容を簡略化、消極化するなど、精神障害者の医療に関する 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、非開示理由として、条例16条6号を追加する。

# (3) 非開示項目以外のことについて

審査請求人は、審査請求書において、〇年〇月〇日に開催されたケア会議に係る記述が診療記録中にないとして、その開示を求めている。

しかし、当該ケア会議に関しては、〇年〇月〇日の診療経過記録に、施設退院の 方向性を具体的に検討することについて父の同意を得た旨の記載がある。これは、 当該ケア会議に関わっていた当院の医療従事者が、ケア会議の内容を踏まえて必要 と判断される情報を診療記録に記載したものであり、既に審査請求人に開示をして いる。

本件開示請求に係る保有個人情報は審査請求人に対して開示したものが全てであり、○○病院は適切に対応している。

したがって、一部開示決定処分に違法又は不当な点はない。

#### 4 審査会の判断

#### (1)審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成30年 3月12日	諮問

平成31年 4月24日	実施機関から理由説明書収受
令和 元年 6月10日	審査請求人から意見書収受
令和 元年 6月28日	新規概要説明(第195回第二部会)
令和 元年 7月26日	審議(第196回第二部会)

### (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を 具体的に検討した結果、以下のように判断する。

# ア 診療記録について

医師法(昭和23年法律第201号) 24条1項は、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」として診療録作成の根拠を定めている。東京都立病院では、「都立病院における診療録等記載マニュアル」(平成13年2月東京都衛生局病院事業部発行)において、「診療録等」を「医師等の医療従事者が作成・記載する診療録、看護記録、処方内容及び医療保険制度上適切な記載が必要とされる書類のことをいう。」としている。このうち診療録は、診療を受けた者ごとに作成され、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)23条の規定により、診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢、病名及び主要症状、治療方法(処方及び処置)並びに診療の年月日を記載することとされている。

また、厚生労働省医政局長が各都道府県知事宛て通知した「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日医政発第0912001号)の別添「診療情報の提供等に関する指針」によれば、「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録とされており、ここにいう「診療記録」の内容は、上記マニュアルにおける「診療録等」と

同様のものであると解される。

### イ 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、都立〇〇病院(以下「本件病院」という。) における審査請求人に関する特定期間の通院及び入院した際の診療記録を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、審査請求人を本人とする患者診療録一式(一般フローシート等付属の書類を含む。)を特定し、そのうち、別表に掲げる本件非開示情報1から6まで及び8を条例16条2号及び6号に、本件非開示情報7を条例16条2号にそれぞれ該当するとして、一部開示決定(以下「本件一部開示決定」という。)を行った。

その後実施機関は、審査会が平成31年4月24日に収受した理由説明書において、本件非開示情報7については条例16条6号にも該当する旨主張し、非開示理由を 追加している。

#### ウ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、本件一部開示決定を取り消し、本件開示 請求の趣旨に沿う全ての保有個人情報を特定し開示すること及び非開示部分の開 示を求めていることから、審査会は、対象保有個人情報の特定の妥当性及び別表 に掲げる本件非開示情報1から8までの非開示妥当性について判断する。

# エ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報(第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行

の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当する ものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

#### オ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は審査請求書において、本件対象保有個人情報の特定に関し、〇年〇月〇日に開催されたケア会議(以下「本件会議」という。)の記録がないため、診療記録から漏れていた、あるいは何らかのミスで開示しなかったのならば、速やかに追加で開示すべきである旨を主張する。

審査請求人の主張に対し実施機関は、本件会議の記録は、その内容を踏まえて審査請求人の医療に従事する者が必要と判断される情報を翌日の診療記録に記載しており、本件開示請求に係る対象保有個人情報は審査請求人に対して開示したものが全てであると説明する。

この説明に対し審査請求人は、意見書において、他のケア会議の記録とは、内容、 形式とも著しく異なり不自然であるため、本件会議の記録がないことには変わり がない旨を更に主張する。

実施機関に事務局をして確認させたところ、本件病院においては、患者の診療に 係る情報は全て診療記録により記録することとしており、ケア会議の記録につい ては、所定の様式があるわけではなく、患者の医療に従事する者が、必要と判断 した内容を必要なタイミングで診療記録に記載しているとのことである。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報の中には、会議の記録が複数あり、その記録内容や形式、文書量には差異があることを確認し、対象保有個人情報において、特定の箇所を除外して診療記録を出力した形跡は見られなかった。

また、実施機関に改めて院内を探索させたが、患者の診療に係る記録は、診療記録の他には紙媒体、電子媒体を含め一切保有していなかったとのことであった。

以上のことを勘案すると、対象保有個人情報の特定に関する実施機関の説明に不 自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も見当たらないことか ら、実施機関が行った本件対象保有個人情報の特定は、妥当であると認められる。

### カ 本件非開示情報1から8までの非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1から8までは、関係機関と本件病院 との間で行われた連絡内容や情報共有された内容が、詳細かつ具体的に記録され ているものであることが確認された。

実施機関の説明によると、これらの情報は、関係機関と本件病院の内部に留めることを前提に行った連絡内容や共有した内容を記録したものであり、これを開示することとなると、当該関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、患者の治療や支援等に関して、十分かつ円滑な協力を得られなくなることが想定されるとのことである。

また、開示を前提として診療記録を作成するとなると、記録者が関係機関の反応 等を考慮して萎縮し、診療記録の記載内容を簡略化、消極化するおそれがあると のことである。

これらを踏まえると、本件非開示情報1から8までを開示することにより、関係機関との協力関係を構築、維持することが困難となるだけでなく、関係機関への配慮から、記録を作成する者が詳細かつ具体的な診療記録の作成を躊躇することにより、本件病院内で正確な情報や治療方針の共有が困難となるなど、精神障害者の医療に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報1から8までは、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、 これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### (答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表 本件非開示情報

本件非開示情報	非開示とした部分		根拠規定
1	P19	【診療経過記録】〇年〇月〇日〇時〇分 内容欄の一部	条例 16 条2号 及び6号
2	P24	【外来サマリ】〇年〇月〇日〇時〇分 内容欄の一部	条例 16 条2号 及び6号
3	P29	【記録】○年○月○日○時○分 内容欄	条例 16 条 2 号 及び 6 号
4	P34~35	【記録】○年○月○日○時○分 内容欄	条例 16 条2号 及び6号
P37~38  P41  5  P67~68  P829~83	P37~38	【外来サマリ】〇年〇月〇日〇時〇分 内容欄の一部	条例 16 条 2 号
	P41	【主訴・現病歴】〇年〇月〇日 内容欄の一部	
	P67~68	【診療経過記録】〇年〇月〇日〇時〇分 内容欄の一部	及び6号
	P829~830	【入院病歴要約】 経過及び治療の要約欄の 一部	
6	P141~142	【記録】○年○月○日○時○分 内容欄	条例 16 条 2 号 及び 6 号

7	P246	【PSW、訪問看護経過報告】〇年〇月〇日 内容欄中 備考欄	条例 16 条 2 号 及び 6 号※
8	P831	【入院病歴要約】退院後方針欄の一部	条例 16 条2号 及び6号

<sup>※</sup>本件非開示情報 7 については、理由説明書において、根拠規定に条例16条 6 号が追加 された。